

## 入所中の医療機関受診のご注意

### 介護老人保健施設における医療

標準的な医療行為は入所中の介護保険施設が担当し、より専門的診療は、併設医療機関や協力病院、協力歯科診療機関等との**連携のもと、施設からの依頼**によって行われることとなっております。

### いままでの「かかりつけ医」との関係

いままでの「かかりつけ医」の先生との関係は、入所中は“お休み”です。**必要時は施設よりご依頼いたします**。法令上「かかりつけ医は、入所者の方に“依頼状なし”に診療、検査、投薬、処方せんの交付等をしてはいけない」こととなっております。かかりつけ医に迷惑をかけることになるので、施設の依頼なしで受診や投薬を受けることはおやめ下さい。

### 外出・外泊時の医療機関受診の注意点

法令上、外出・外泊時も**「治療等は入所中の施設の管理」**です。

※ ご不明な点がございましたら、担当相談員へお尋ね下さい。